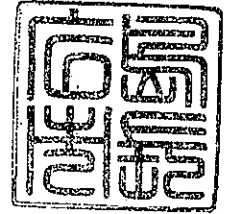


広企公第2号  
令和4年4月7日

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠 様

広島市長 松井 一實



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（諮問）

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正（以下「改正法」という。）され、これまで独自の個人情報保護条例を制定し、個人情報保護制度を運用してきた地方公共団体も改正法の対象となり全国共通ルールでの個人情報の取扱いが適用されることとなりました。

このため、本市の個人情報保護制度について改正法が施行される令和5年春（4月頃）までに、改正法の趣旨に沿うよう見直しを行う必要があり、また、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために対応を検討する必要があります。

つきましてはこれらの事項について、法的な見地から集中的に審議していただく必要があるため、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成26年広島市条例第7号）第3条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

#### 諮問事項

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について
- 2 本市の情報公開制度における、個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために必要な対応について